

令和5年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和5年度6月補正予算等関係(先議分))

総務部

令和5年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

| 議案番号 | 件名 | 課名等 | 頁 |
|------|-----------------------|-----|---|
| 第1号 | 令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第1号） | | |
| | 1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括) | 財政課 | 3 |

【予算関係以外】

(議案)

| 議案番号 | 件名 | 課名等 | 頁 |
|------|--|-------|---|
| 第24号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正) | 人事企画課 | 5 |

議案第1号

令和5年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------------|-----------|-------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 9 国庫支出金 | 50,851,661 | 3,107,904 | 53,959,565 |
| 歳入合計 | 335,026,692 | 3,107,904 | 338,134,596 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 民生費 | 51,541,086 | 830,000 | 52,371,086 | 830,000 | | | |
| 4 衛生費 | 23,490,763 | 965,450 | 24,456,213 | 965,450 | | | |
| 7 商工費 | 13,918,702 | 1,300,000 | 15,218,702 | 1,300,000 | | | |
| 10 教育費 | 60,749,727 | 12,454 | 60,762,181 | 12,454 | | | |
| 歳出合計 | 335,026,692 | 3,107,904 | 338,134,596 | 3,107,904 | | | |

歳 入

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 | 節 | | 説明 千円 |
|-------------|-------------|-----------|------------|------------|-----------|------------------------|
| | | | | 区 分 | 金額 千円 | |
| 3 民生費国庫補助金 | 1,579,549 | 830,000 | 2,409,549 | 1 社会福祉費補助金 | 733,700 | 社会福祉総務費補助金 7,700 |
| | | | | | | 老人福祉費補助金 620,000 |
| | | | | 2 児童福祉費補助金 | 96,300 | 障がい者自立支援事業費補助金 106,000 |
| | | | | | | 児童福祉総務費補助金 76,000 |
| | | | | | | 児童福祉施設費補助金 20,300 |
| 4 衛生費国庫補助金 | 9,551,667 | 965,450 | 10,517,117 | 2 環境衛生費補助金 | 455,450 | 環境衛生連絡調整費補助金 5,450 |
| | | | | | | 環境保全費補助金 450,000 |
| | | | | 4 医薬費補助金 | 510,000 | 医務費補助金 |
| 7 商工費国庫補助金 | 1,263,611 | 1,300,000 | 2,563,611 | 1 商業費補助金 | 1,000,000 | 商業振興費補助金 |
| | | | | 2 工鉱業費補助金 | 300,000 | 工鉱業総務費補助金 |
| 10 教育費国庫補助金 | 961,586 | 12,454 | 974,040 | 7 保健体育費補助金 | 12,454 | 保健体育総務費補助金 |
| 計 | 35,144,088 | 3,107,904 | 38,251,992 | | | |

| | |
|--|--|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例を廃止するとともに、新たな新型インフルエンザ等により生じる事態に対応するための防疫等業務手当の特例を新たに設ける。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>ア 新型インフルエンザ等の対策業務に係る防疫業務手当の特例措置を設ける。</p> <p>（ア）内容</p> <p><u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部が設置された新型インフルエンザ等（※）の患者等に対する感染の危険を伴う業務（※）に従事する職員に防疫等業務手当の特例額を支給する。</u></p> <p>※対象となる具体的な感染症及び業務は、<u>国の取扱いに準じて人事委員会が定める。</u></p> <p>（イ）支給額</p> <p><u>日額 1,500 円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与える</u> <u>と人事委員会が認める業務は日額 4,000 円）を超えない範囲内で人事委員会が定める額</u></p> <p>※具体的な支給額は、<u>国の取扱いに準じて人事委員会が定める。</u></p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等業務手当の特例を廃止する</p> <p>＜廃止する特例の内容＞</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務に従事する職員に防疫等業務手当の特例額を支給する。</u></p> <p>（支給額）日額 3,000 円（患者の身体に接触する等の業務は 4,000 円）</p> <p>3 施行期日 公布日から施行する。</p> <p>【参考：国の手当】特殊勤務手当の特例に関する人事院規則（令和5年4月28日一部改正） （防疫等作業手当の特例）</p> <p>第7条 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する<u>新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事院が定めるものに限る。）</u>をいう。）から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事院が定める<u>ものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</u>この場合において、規則9-30第12条の規定は適用しない。</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与える</u> <u>と人事院が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額とする。</u></p> |

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|--|---------|--------------------|--------|---------------------------------------|--|---|--|---------|--------------------|
| <p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 職員が、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したとき。</u></u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前項第6号の業務 1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</u></p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">第3号ウの業務</td> <td style="width: 50%;">第3号アの業務 第3号イの業務</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">第6号の業務</td> <td style="border: 2px solid black;">第1号の業務 第2号の業務 第4号エの業務 第5号の業務</td> </tr> </table> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手</p> | 略 | | 第3号ウの業務 | 第3号アの業務 第3号イの業務 | 第6号の業務 | 第1号の業務 第2号の業務 第4号エの業務 第5号の業務 | <p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">第3号ウの業務</td> <td style="width: 50%;">第3号アの業務 第3号イの業務</td> </tr> </table> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手</p> | 略 | | 第3号ウの業務 | 第3号アの業務 第3号イの業務 |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 第3号ウの業務 | 第3号アの業務 第3号イの業務 | | | | | | | | | | |
| 第6号の業務 | 第1号の業務 第2号の業務 第4号エの業務 第5号の業務 | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 第3号ウの業務 | 第3号アの業務 第3号イの業務 | | | | | | | | | | |

当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

| | |
|----------|---|
| 略 | |
| 有害物等取扱手当 | 防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで、 <u>第5号及び第6号の業務に係るものに限る。</u> ） |
| 略 | |

附 則

1～3 略

当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

| | |
|----------|---|
| 略 | |
| 有害物等取扱手当 | 防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで <u>及び第5号の業務に係るものに限る。</u> ） |
| 略 | |

附 則

1～3 略

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）

4 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。

5 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。